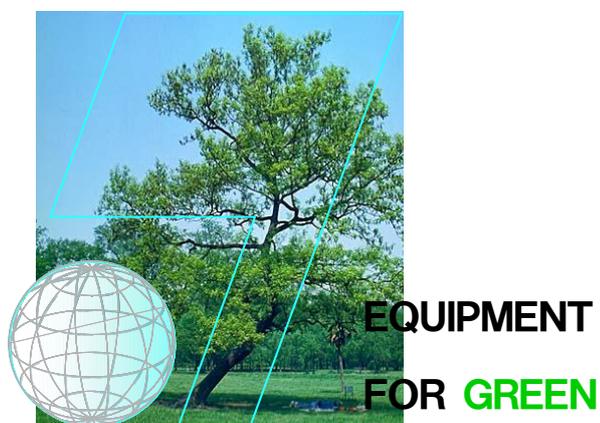


# TAIYO グリーン調達ガイドライン

(Ver. 3. 1)



2014. 9

株式会社TAIYO

## はじめに

TAIYO は、「地球環境保護が人類の最優先課題である」との環境理念に基づき、地球環境保全を最重要事項ととらえ、全社一丸となって積極的な取り組みを行っております。

環境に優しい製品作りには環境負荷の少ない部材が必要であり、そのためにはグリーン調達が必要になります。今回、製品に関わる部材調達の指針として「TAIYO グリーン調達ガイドライン」を制定しました。

今後、「TAIYO グリーン調達ガイドライン」に基づき、部材調達を実施し、環境に優しい製品作りと共に地球環境保全に貢献していく所存です。しかしながら、当社だけではその実現は難しく、取引先との協力が不可欠です。何卒、主旨をご理解いただき、ご支援、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、グリーン調達の実施にあたりましては、関係する調達部門より連絡申し上げますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

# 目 次

はじめに

1. 環境方針
2. グリーン調達の方考え方
  2. 1 目的
  2. 2 グリーン調達とは
  2. 3 適用範囲
  2. 4 グリーン調達の取り組み
3. 規制物質管理ランク指針
  3. 1 目的
  3. 2 管理ランク
  3. 3 参考法令等
  3. 4 規制物質
  3. 5 規制物質の変更
4. 附則

付表1. 環境品質に関するガイドライン

付表2. 部品区分別調査項目とその方法例

付表3. 不使用保証書

付表4. 規制物質表

## 環 境 方 針

### 【理 念】

我々は地球環境保護が人類の最優先課題であると認識し、あらゆる事業活動及び製品とサービスの提供を通じて地球環境の保全と社会への貢献をめざす。

### 【方 針】

株式会社 TAIYO は、産業用機械・機器の設計開発・製造・販売を行う会社であることを踏まえ、以下の方針に基づき環境保全活動を行う。

1. 環境マネジメントシステムを構築し、継続的改善を行うことで資源の保護及び環境汚染の予防に努める。
2. 環境に関わる法規制を遵守し、可能な限り地域及び地球の環境の保全に努める。
3. 事業活動から生じる環境影響を可能な限り減少させる。

特に以下の項目に関し重点的に取り組む

- (1) 新規開発製品の環境への影響を最小化する。
  - (2) 省エネルギー・リサイクル・省資源化に努める。
  - (3) 有機溶剤などの化学物質による環境汚染の防止に努める。
4. この環境方針達成のため部署毎に環境目的・目標を設定し、全部署全従業員をあげて環境保全活動を推進する。

当社は環境方針を実行し、維持し、全従業員に周知する。

又外部からの要求に応じて開示する。

2014年 7月 1日

株式会社 TAIYO

代表取締役社長 石川 孝

## 2. グリーン調達の方針

### 2. 1 目的

環境方針を推進し、環境に配慮した製品作りを行うために、地球環境への負荷が少ない資材の調達（グリーン調達）を推進し、環境保全活動に積極的な取引先と共に、地球環境の保全、循環型社会の構築を行う。

### 2. 2 グリーン調達とは

環境保全活動に積極的な取引先から、リサイクル・省資源化・省エネルギー性等を考慮した、環境負荷の少ない製品・半製品・部品・材料・サービス等を調達する。

### 2. 3 適用範囲

#### 1) 対象とする取引先

下記部材を直接 TAIYO へ納入して頂く一次取引先。なお、二次取引先に対しては、一次取引先が十分に指導して頂きますようお願いいたします。商社機能の取引先の場合も、本ガイドラインをご理解いただいた上で、メーカーへのご指導をお願いいたします。

#### 2) 対象とする部材

TAIYO が販売する商品全般。

- a) 商品を構成する部品、材料及び補助材、製品（購入品、OEM 品、仕入れ商品など）
- b) 商品の附属品
- c) 包装材、梱包材
- d) 取扱説明書

### 2. 4 グリーン調達の取り組み（取引先へのお願い事項）

TAIYO では、グリーン調達を行う為に、取引先における「環境保全活動」と取引先から購入する「環境影響の少ない調達品」の2点を重点事項と設定しています。また、これらの重点事項を実施するため弊社では付表1、付表2に示す内容に沿って取り組む予定をしております。取引先におかれましては、下記項目について積極的な取り組みを行って頂きますよう、ご協力のほどお願いいたします。なお、付表に関する詳細内容は、関連する調達部門から連絡します。

#### 1) 取引先における環境保全活動について

下記の項目に沿った取り組みをお願いします。

- a) ISO14001 の外部認証を取得している。或いは計画している。
- b) グリーン調達を実施している。または実施の計画がある。
- c) ISO 14001 の外部認証未取得の場合は、以下の項目に取り組んでいる。
  - ・環境方針を定め、継続的改善・法規制の遵守を誓約している。
  - ・環境方針に対する目標があり、達成するための組織・責任者が明確である。
  - ・緊急時に対する仕組みがある。トレーサビリティなどを含む。
  - ・ISO9001 の外部認証を取得している。或いは計画中だが、製品品質が保証できる。

#### 2) 取引先から購入する環境影響の少ない調達品について

下記の項目に沿った取り組みをお願いします。

- a) 環境負荷低減への配慮
  - ・減量化・長寿命化・再資源化・省エネルギー性等を考慮した調達品かどうか
  - ・リデュース、リユース、リサイクルを配慮した調達品かどうか
- b) 環境影響物質低減への配慮
  - ・TAIYO が指定する禁止物質が、調達品の中に含有されない。
  - ・TAIYO が指定する管理物質については、調達品への含有量を把握する。・その他法令等での規制物質についても適切な管理を行っている。

### 3. 規制物質管理ランク指針

#### 3. 1 目的

TAIYO 環境方針を推進し、環境影響物質の低減を行うために、TAIYO 商品を構成する部品、材料などに含有する有害な化学物質を明確にして、製品に関する環境品質を向上させる。

#### 3. 2 管理ランク

規制すべき物質を下記の2つのランクに区分して、その扱いを明確にする。

##### 1) 禁止物質

・現在、既に国内の法令等により使用が禁止されている物質。或いは、期限を定めて使用が禁止されている物質。

・TAIYO が独自に使用禁止を指定した物質。(国内外の法令などを含む)

・このレベルの物質は、即日使用禁止とするもので、意図的使用を禁止する。また、意図的使用ではなく所謂不純物(分離できない)での混入の場合の許容値は、各々の閾値による。

##### 2) 管理物質

・使用を制限する物質ではないが、製品のリサイクル、適正処理での環境負荷も考慮すべき物質で、使用実態の把握を目的とする。

・このレベルの物質は、設定値を越える含有量のもの及び意図的使用のものについて、その使用部位、使用量を把握する。

・本ガイドラインにおける管理物質は、次の国内外の法規制に定められた物質を対象とする。

化審法(第一種特定化学物質)

安衛法(製造等禁止物質)

毒劇物法(特定毒物)

EU REACH 規則

#### 3. 3 参考法令等

物質選定の際に使用した国内外の主要な法令等を下記に示しますが、すべてを網羅しているわけではありませぬので、調達時の法令等を参照願います。

##### 国内・労働安全衛生法(安衛法)

- ・化学物質の審査及び製造などの規制に関する法律(化審法)
- ・毒物及び劇物取締法
- ・水質汚濁防止法
- ・ダイオキシン類対策法
- ・特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)
- ・地球温暖化対策法
- ・PRTR 法
- ・環境ホルモン 対象物質

##### 国外・EU有害物質規制

- ・包装及び包装廃棄物に関する欧州議会及び理事会指令
- ・ドイツ:化学用品禁止規制
- ・ドイツ:日用品規制
- ・ドイツ:ダイオキシン法令
- ・デンマーク:ホルマリン法令
- ・オランダ、デンマーク:化学物質規制法
- ・特定有害物質使用禁止令(RoHS指令)

#### 3. 4 規制物質

TAIYO が指定する規制物質の一覧を付表4に示す。

### 3. 5 規制物質の変更

国内外の法令等の変更などにより、規制物質の変更が行われる場合があります。

### 4. 附則

このガイドラインは、社会情勢の変化等により必要に応じて随時改訂します。

#### 改訂履歴

改訂	年 月 日	改訂内容
Ver. 1. 0	H17年 8月 20日	制定
Ver. 2. 0	H20年 12月 25日	社名、問い合わせ先の変更、環境方針の更新
Ver. 2. 1	H22年 1月 20日	問い合わせ先の変更
Ver. 3. 0	H24年 8月 20日	管理ランク及び付表4の見直し
Ver. 3. 1	H26年 9月 26日	環境方針の更新